

別表1（第5条）

入 所 者 利 用 料 表

単位：円

対象収入による階層区分		利用料金内訳			利用料金合計額	
区 分	対 象 収 入	サービスの 提供に要す る 費用	生活費	居住に要す る費用	5月～9月	10月～4月
1	1,500,000円以下	10,000	生活費 43,700 暖房費 8,100 (10～4月)	10,000	63,700	71,800
2	1,500,001～1,600,000円	13,000			66,700	74,800
3	1,600,001～1,700,000円	16,000			69,700	77,800
4	1,700,001～1,800,000円	19,000			72,700	80,800
5	1,800,001～1,900,000円	22,000			75,700	83,800
6	1,900,001～2,000,000円	25,000			78,700	86,800
7	2,000,001～2,100,000円	30,000			83,700	91,800
8	2,100,001～2,200,000円	35,000			88,700	96,800
9	2,200,001～2,300,000円	40,000			93,700	101,800
10	2,300,001～2,400,000円	45,000			98,700	106,800
11	2,400,001～2,500,000円	50,000			103,700	111,800
12	2,500,001～2,600,000円	57,000			110,700	118,800
13	2,600,001～2,700,000円	64,000			117,700	125,800
14	2,700,001～2,800,000円	71,000			124,700	132,800
15	2,800,001～2,900,000円	78,000			131,700	139,800
16	2,900,001～3,000,000円	85,000			138,700	146,800
17	3,000,001～3,100,000円	92,000			145,700	153,800
18	3,100,000円	全 額			-	-

平成31年4月1日～

- ◎ 居室の電気料、水道料は実費を負担することになります。
- ◎ この表における「対象収入」とは前年の収入から、租税、社会保険料、医療費の必要を控除した金額です。
- ◎ 夫婦で入居する場合、夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合のそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上表の額から30%全額した額を徴収額とします。
- ◎ サービスの提供に要する費用、生活費は月の中途で利用、退去される場合は日割り計になります。
- ◎ 欠食されたときは、朝食1食180円、昼夕食1食280円生活費より減額となります。
- ◎ 夫婦で入居する場合、居住に要する費用徴収額については、一人当たり月額5,000円とする。